

京都市告示第491号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年11月21日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山端14号線	左京区山端大塚町3番地4地先から	旧	メートル 32.80	メートル 2.05 ~ 2.30
	同区山端大君町1番地の4地先まで	新	32.80	2.05 ~ 4.00
山端198号線	左京区山端大君町1番地11地先内	旧	11.10	1.60 ~ 2.10
		新	10.00	3.17 ~ 3.23

(建設局土木管理部道路明示課)